

指定地域密着型サービス事業者等に対する行政処分について

指定地域密着型サービス事業者等に対し、令和3年11月1日付けで次のとおり介護保険法に基づく指定の取消処分を行いました。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 エム・グローズ
- (2) 所在地 福島県いわき市小名浜住吉字飯塚 73 番地 1
- (3) 代表者 代表取締役 油座 誠

2 対象事業所

事業所番号	0790300735
サービス種類	地域密着型通所介護 第1号通所事業
名称	樹楽団らんの家 郡山和
所在地	福島県郡山市富田東五丁目181

3 処分年月日

令和3年11月1日（月）

4 処分の内容等

- (1) 内容 指定取消し
- (2) 指定取消しの日 令和3年12月1日（水）

5 処分の理由

(1) 地域密着型通所介護

ア 事業所を代表する立場の管理者（当時）が、善意の第三者である利用者及び利用者家族に対し有効な契約書があるにも関わらず、利用者家族及び居宅介護支援事業所を偽り、適切なサービスを提供せず、結果として利用者を死亡させ、かつ、その遺体を遺棄するなど著しい人格尊重義務違反があり、法第78条の4第8項に違反した行為を行った。

イ 事業所を代表する立場である管理者（当時）が、利用者に適切な対応をしていなかった。さらに、利用者家族から不正に金銭を受領した。

(2) 第1号通所事業

ア (1)アにより介護保険法第78条の4第8項に違反した行為を行った事実は、介護保険法第115条の45の9第6号に規定する取消等の事由に該当する。

イ (1)イにより管理者（当時）が不正に金銭を取得した行為は、介護保険法第115条の45の9第7号に規定する指定取消等の事由に該当する。